

各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）

1. 自転車等駐車場の整備方針について

- 1) 自転車等駐車場の運営に当たっては、設備の設置や管理による経費が必要であり、市が継続してサービスを行っていくためには、鉄道事業者等との役割分担を図るとともに、自転車等駐車場を利用する市民の方と利用しない市民の方との公平性を考慮することが必要である。そのため、自転車等駐車場を有料化し、受益者負担の適正化を図る。
- 2) 自転車等駐車場を整備し、有料化を実施することにより、安全性・利便性・快適性の向上を図るとともに、放置自転車の抑制等による安全な歩行空間の確保など生活環境の改善を図り、秩序ある自転車利用を推進する。
- 3) 有料化の実施により、近距離からの自転車利用者の利用抑制や、長期放置の解消に努め、自転車等駐車場の環境改善を図るとともに、民営自転車等駐車場の経営の安定化に寄与させる。

以上により、「東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画」（以下、「総合計画」という。）に基づく自転車等駐車場整備を実施するものである。

2. 整備及び運営形態について

1) 公設公営以外の事業方式の検討

自転車等駐車場の整備及び管理運営については、民間の資金とノウハウを活用して公共サービスの提供を行うことで、市の財政負担を縮減しつつ効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る目的から、公設公営以外の下記事業方式の導入について検討を行った。

- (1) 指定管理者制度（公設民営型）……施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上や経費の削減等を目的に、市が所管する公の施設の管理・運営を、市が指定した民間企業を含む法人やその他の団体に委託する制度。
- (2) DBO方式（公設民営型）……Design Build Operateの略。PFI的手法として、事業者が施設の設計、建設、維持・管理運営を一括して委託する方式。市が、施設を所有し資金の調達を行う。

(3) P F I 方式（民設民営型）…… P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、民間が自ら資金調達を行い、施設整備を行って運営する方式。

(4) 公益財団法人自転車駐車場整備センターによる事業（民設民営型）…… J K A 補助事業（J K A：競輪とオートレースの公益法人）等の活用または単独事業として、公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下、「整備センター」という）が設計・整備を行い、建設費用を回収できるまでの期間（概ね10年から25年）直営管理することにより、整備センターが投じた費用を償還する。設置機材等の施設は、建設費用の回収後に市に原則無償譲渡される。

2) 各事業方式の比較検討による事業方式の決定

ア. 比較表（市の負担軽減の度合いを5段階で評価）

| 事業方式 | 市運営 (現在) | | (1) 指定管理者制度 | | 官 民 協 働 型 | | | | | |
|----------|-------------|----------------------------|-------------|-----------------------------|------------|--|------------|---|------------|-------------------------|
| | 点 | 説明 | 点 | 説明 | (2) DBO 方式 | | (3) PFI 方式 | | (4) 整備センター | |
| | | | | | 点 | 説明 | 点 | 説明 | 点 | 説明 |
| 設置・運営の方法 | 1 | 公設公営型 | 3 | 公設民営型 | 3 | 公設民営型 | 5 | 民設民営型 | 5 | 民設民営型 |
| 公共・民間の役割 | 1 | 設計・建設・維持管理・運営を市が実施 | 2 | 設計・建設を市が実施。維持管理・運営を指定管理者が実施 | 5 | 設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一括で実施 | 5 | 設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が包括的に実施 | 5 | 設計・建設・維持管理・運営を財団が実施 |
| 施設の所有 | 2 | 市 | 2 | 市 | 2 | 市 | 3 | 事業期間中は民間。その後、市に譲渡（有償又は無償） | 4 | 一定期間は財団。建設費用回収後、市に無償譲渡。 |
| 契約方式 | 2 | 個別契約 | 2 | 個別契約 | 4 | 一括契約 | 4 | 一括契約 | 4 | 協定による一括契約 |
| 資金調達 | 1 | 市 | 1 | 市 | 2 | 市（施設設計、建設、運営、維持管理を一任することで業務の効率化が図られ、行政の事業全体コストの削減効果あり） | 3 | 民間（金融機関から借り入れるため、金利負担が課題。市が割賦でSPCに支払う。民間事業者には税負担があるため、コストの削減が図りにくい） | 5 | 財団（財団が調達。直接市の調達はない） |
| 市の整備費負担 | 1 | 全部負担 | 1 | 全部負担 | 1 | 全部負担 | 4 | 原則なし（一部を負担する場合あり） | 4 | 協議による一部負担あり |
| 事業者選定 | 2 | 設計・建設・維持管理・運営、その都度選定手続きが必要 | 2 | 設計・建設・維持管理・運営、その都度選定手続きが必要 | 4 | 一括で選定（建設と維持管理の2本立てもあり） | 4 | 一括で選定（PFI法所定の手続きが必要） | 5 | 一括で選定 |
| 合計 | 10 | | 13 | | 21 | | 28 | | 32 | |

※ SPC…PFI 事業者（運営会社）

イ. 公益財団法人自転車駐車場整備センターの活用

上記比較表により、市の財政負担の軽減や管理運営等について検討した結果、「公益財団法人自転車駐車場整備センター」を活用することがもっとも効果的・効率的と評価された。

3) 整備センターについて

ア. 整備センターの沿革

昭和54年に、「自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車駐車場の整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資すること」を目的として、建設大臣の許可を得て設立。その後、平成25年に内閣総理大臣の認定を得て「公益財団法人自転車駐車場整備センター」へ移行。

イ. 整備センターを活用している多摩地区の市

多摩地区25市（市域に鉄道駅が無い武蔵村山市を除く）のうち、21市が有料自転車等駐車場を設置している。そのうち、現時点で整備センターに直営管理を委託している市は10市である。（八王子市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市、清瀬市、多摩市、稲城市）

また、過去に整備センターを活用し、すでに無償譲渡を受けて現在は別管理として運営している市が6市である。（立川市、三鷹市、青梅市、小金井市、小平市、福生市）

ウ. 整備センターとの協定締結について

有料自転車等駐車場の整備・運営は、市と整備センターで「自転車等駐車場施設の設置及び運営に関する協定書」を締結し、事業を進めていく。

エ. 整備、維持管理、運営方法

| | |
|---------------------|---|
| (1) 民有地の借上げ料について | 土地の借上げ料は、市の負担となる。 |
| (2) 建設事業費と整備について | 建設事業費は、整備センターが費用負担し整備する。 |
| (3) 場内整理について | 自転車等駐車場内の整理は、整備センターで行う。 |
| (4) 機材の維持管理について | 設置機材の維持・修繕費用の負担をも含め、維持管理は整備センターで行う。 |
| (5) 料金収入と機材等の譲渡について | 駐車場料金は、整備センターが建設費用を回収するまでの間は整備センターの収入となる。建設費用回収後、設置機材等の施設は市に無償譲渡されることが原則。 |
| (6) 建設費用回収後の運営について | 建設費用回収後、協議により管理期間を延伸し整備センターに運営を任せることもできる。 |

4) 各駅周辺の自転車等駐車場の運営方針案

ア. 東大和市駅周辺の自転車等駐車場

すべての自転車等駐車場を、西武鉄道(株)が有料で運営することを求めている。現在、民有地を有償で借用している第4自転車等駐車場は閉鎖し、土地所有者に返還する。平成29年8月開設予定。

イ. 武蔵大和駅周辺の自転車等駐車場

西武鉄道(株)から無償で借用している用地は、西武鉄道(株)に返還し、西武鉄道(株)が有料で運営することを求めている。

東京都水道局から無償で借用している用地は、有料化に伴い営利目的となることから、新たに賃借料が発生する。平成29年10月開設予定。

ウ. 玉川上水駅周辺の自転車等駐車場

駐車台数が不足するため、総合計画に基づき、団地北側の市道第814号線の南側歩道と、都立東大和南公園と都立東大和療育センター南の市道第813号線北側歩道に新たな自転車等駐車場を確保する。その他、西武鉄道に収容台数の拡大を求めている。平成29年11月開設予定。

エ. 桜街道駅周辺の自転車等駐車場

駐車台数が不足するため、新たに民有地を借用して自転車等駐車場を整備する。現在、都道内に設置している第1、第2、第3自転車等駐車場は、歩道通行者の支障になっていることから廃止する。平成29年11月開設予定。

オ. 上北台駅周辺の自転車等駐車場

駐車台数が不足するため、新たに民有地を借用して自転車等駐車場を整備する。上北台駅周辺の既存の自転車等駐車場は、すべて使用し有料化を図る。平成29年11月開設予定。

5) その他の運営方針案

| | |
|--------------|--|
| (1)費用負担について | モノレール駅(玉川上水駅、桜街道駅、上北台駅)周辺の自転車等駐車場利用者に相当数の武蔵村山市民が含まれるため、借用する民有地の賃借料については、武蔵村山市に応分の費用負担を求めている。 |
| (2)更地化工事について | 現在借用している都道の一部(桜街道駅周辺)や西武鉄道(株)所有地(武蔵大和駅周辺)及び民有地(東大和市駅周辺)を、各所有者に返還するため、平成29年度に更地化する工事が必要となる。 |

6) 収容計画台数について

収容計画台数（自転車、原付バイク）

| 駅 | 総合計画の整備目標台数 (最小値を適用※1) | 整備計画台数 | 不足台数 |
|-------|---------------------------|---------|---------|
| 東大和市駅 | 3, 101台 | 3, 101台 | 0台 |
| 武蔵大和駅 | 1, 259台 | 1, 208台 | ※2 51台 |
| 玉川上水駅 | 3, 034台 | 2, 772台 | ※3 262台 |
| 桜街道駅 | 495台 | 502台 | 0台 |
| 上北台駅 | 1, 774台 | 1, 774台 | 0台 |

※1 「最小値を適用」とは ⇨ 正利用者と買い物等利用者とする。全て一時利用として考え、正利用者と逆利用者でスペースを共用する場合として算出したもの。

※2 武蔵大和駅の不足に関しては、近距離からの利用者への自粛をお願いしていくとともに、実施設計において収容台数を増やすことの検討を行うものとする。

※3 玉川上水駅の不足に関しては、鉄道事業者である西武鉄道(株)に収容台数の拡大を求めている。また、他の駅周辺駐車場の収容台数拡大を進め、利用者へ他駅利用や利用抑制を求めている。

7) 一時利用、定期の料金案について（基本料金案）

（自転車、大人一般、屋根無し）

| 種類 | 用途 | 東大和市（案） | | 多摩地区 平均料金 |
|------|------|---------|------|--------------|
| | | 料金 | 割引率 | |
| 一時利用 | 1日1回 | 100円 | | 103円 |
| 定期利用 | 1か月 | 1,800円 | | 1,719円 |
| | 3か月 | 5,100円 | 5%引 | 4,978円 |
| | 6か月 | 9,700円 | 10%引 | 9,485円 |

（原付バイク、大人一般、屋根無し）

| 種類 | 用途 | 東大和市（案） | | 多摩地区 平均料金 |
|------|------|---------|------|--------------|
| | | 料金 | 割引率 | |
| 一時利用 | 1日1回 | 150円 | | 170円 |
| 定期利用 | 1か月 | 2,700円 | | 2,707円 |
| | 3か月 | 7,700円 | 5%引 | 7,903円 |
| | 6か月 | 14,600円 | 10%引 | 15,010円 |

※今後、西武鉄道(株)及び運営事業者と料金のすりあわせを図っていく。

8) 料金の詳細計画案

| | |
|---------------------|--|
| (1) 一時利用について | 上北台駅、桜街道駅の一部で運営予定の一時利用については、「最初の1時間は無料」等の特典は、周辺に店舗等が少なく、買い物客等に対する地域貢献としての効果が低いと考えられるため、設けない。 また、最大7日間まで駐車可能とし、それ以降の駐車は撤去処分する。 |
| (2) 距離の差による料金設定について | 駅から近距離にある自転車等駐車場と少し離れたところにある自転車等駐車場の料金については、東大和市駅を除く4駅周辺において、距離の差が多いところで360m程度であるため、料金の差は設けない。 |
| (3) 屋根付きの料金について | 屋根付きについては、屋根無しと比較した場合、快適性等の差を考慮し料金を10%割り増しとする。 |
| (4) 管理人室について | 武蔵大和駅、玉川上水駅、上北台駅には、管理人室を設ける。定期利用の申し込みはこの管理人室で行う(武蔵大和駅は、常駐ではなく一定期間による利用受付とする)。桜街道駅については、玉川上水駅か上北台駅の管理人室の利用とする。 |
| (5) 割引制度について | 学生については、期間限定であり、学業のための利用という観点から、学生割引制度を実施する。 また、障がい者の方の割引制度についても同様に検討する。生活保護世帯についても実施の有無を検討する。 |
| (6) 場内の違法・放置自転車について | 駐車場内に違法・放置自転車があった場合には、運営事業者が処理するものとし、違法・放置であると確認できた時点で撤去する。期限までに引き取りに来た場合はその期間の料金を徴収し、来ない場合は処分となる。 |

3. 放置自転車対策について

1) 放置自転車対策の拡大

ア. 有料化すると、一時期は放置自転車が増えることが予想されるため、駐輪指導員を増員するとともに、放置自転車撤去作業を月2回から週3回に強化する。

イ. 放置禁止区域の拡大を図り、放置自転車の抑制を推進する。

2) 放置自転車等撤去手数料の見直し

放置自転車の抑制を推進するため、また他市との均等を図るため、放置自転車等撤去手数料を改定する。

なお、手数料の算定は、平成27年度に実施した「使用料・手数料等の見直し」検討時の原価計算に基づくものとしている。

(改定案)

| 種類 | 現行 | 原価計算方式で算出した金額 | 改定(案) | 平成28年度多摩地区平均 |
|-------|--------|---------------|--------|--------------|
| 自転車 | 1,000円 | 2,065円 | 2,000円 | 1,983円 |
| 原付バイク | 2,000円 | 3,019円 | 3,000円 | 3,486円 |

4. 環境整備について

| | |
|----------------|------------------------|
| (1) 屋根付きの設置 | 可能な自転車等駐車場で実施 |
| (2) ラック式駐車場 | 一時利用箇所、定期利用箇所 |
| (3) 平置き式駐車場 | 定期利用箇所 |
| (4) 空気入れの設置 | 主要自転車等駐車場に設置 |
| (5) 交通利用カードの採用 | 一時利用で、カード払いできるシステムを設置 |
| (6) 管理人室 | 東大和市駅、桜街道駅を除く3駅に各1箇所設置 |

5. 整備後の効果

- 1) 受益者負担の適正化……有料化することにより、自転車等駐車場を利用する市民と、自転車を利用せずに徒歩で通勤・通学する市民との不公平感を解消でき、自転車等駐車場の利用者に対し、受益者負担の適正化を図ることができる。
- 2) 自転車等駐車場の環境改善……屋根付きやラック式、空気入れの設置などのハード面や、駐車場内が整然と利用できるようになることから、利便性、快適性の向上や、放置自転車の抑制等による安全な歩行空間の確保等の環境改善を図ることができる。
- 3) 自転車利用の抑制……駅から徒歩で10分程度以内の距離にある利用者の利用抑制の推進を図ることで、駐車台数と放置自転車の削減が期待できる。
- 4) 市、鉄道事業者の役割分担……市のみではなく、鉄道事業者による積極的な運営により、必要な台数の確保を図ることができる。

5) 市の負担軽減……鉄道事業者による運営や、市営駐車場の維持管理を一括して運営事業者に任せることで、財政面（主に建設事業費）や市職員の負担軽減を図ることができる。

6. 年間予算額の比較

1) 平成28年度当初予算と整備後の予算の比較

| 区分 | 平成28年度当初予算額 | 整備後の予算見積額 | 比較増減 |
|----|-------------|-----------|----------|
| 歳入 | 316千円 | 5,358千円 | 5,042千円増 |
| 歳出 | 22,750千円 | 25,948千円 | 3,198千円増 |

2) その他整備に係る費用について

平成29年度は、自転車等駐車場整備の準備工事として、歩道整備工事、既存自転車等駐車場の更地化工事が必要となる。（概算見積額13,247千円）。

7. 運営事業者の収支計画案（東大和市駅を除く4駅全体）

1) 年間の収支計画案及び整備費用等回収計画案（概算見込み）

計画台数を、自転車3,911台/日、排気量50cc以下の原付バイク98台/日として試算した結果、下記のとおり概ね14年で建設費用を回収できる計画となっている。

【一月の収入支出】

- 収入 6,779,950円/月
- 支出 4,983,831円/月
- 収支 1,796,119円/月

※支出の内訳は、管理人件費、現場経費、維持修繕費、保守・警備費、一般管理費等となる。

【建設費用】

- 建設費用 工事費 301,748,000円

※工事費の内訳は、工事費・設計費・事務費となる。

【建設費用の回収期間】

- 財源 事業者調達資金 301,748,000円
(1,796,119円/月×12か月×概ね14年)

2) 設備の更新計画

管理機器類（電磁ロック、定期更新機等）の更新は、7年償却として見込んでいる。また、年数劣化等によるその他の管理人室・舗装・ラック等の施設補修も維持修繕費の中でその都度補修を実施することとする。

3) 整備費用回収後に継続して運営を任せる場合について

概算見込みでは、概ね14年間で整備費用の回収を予定しているが、その後の運営については、改めて協議を行うこととするものである。

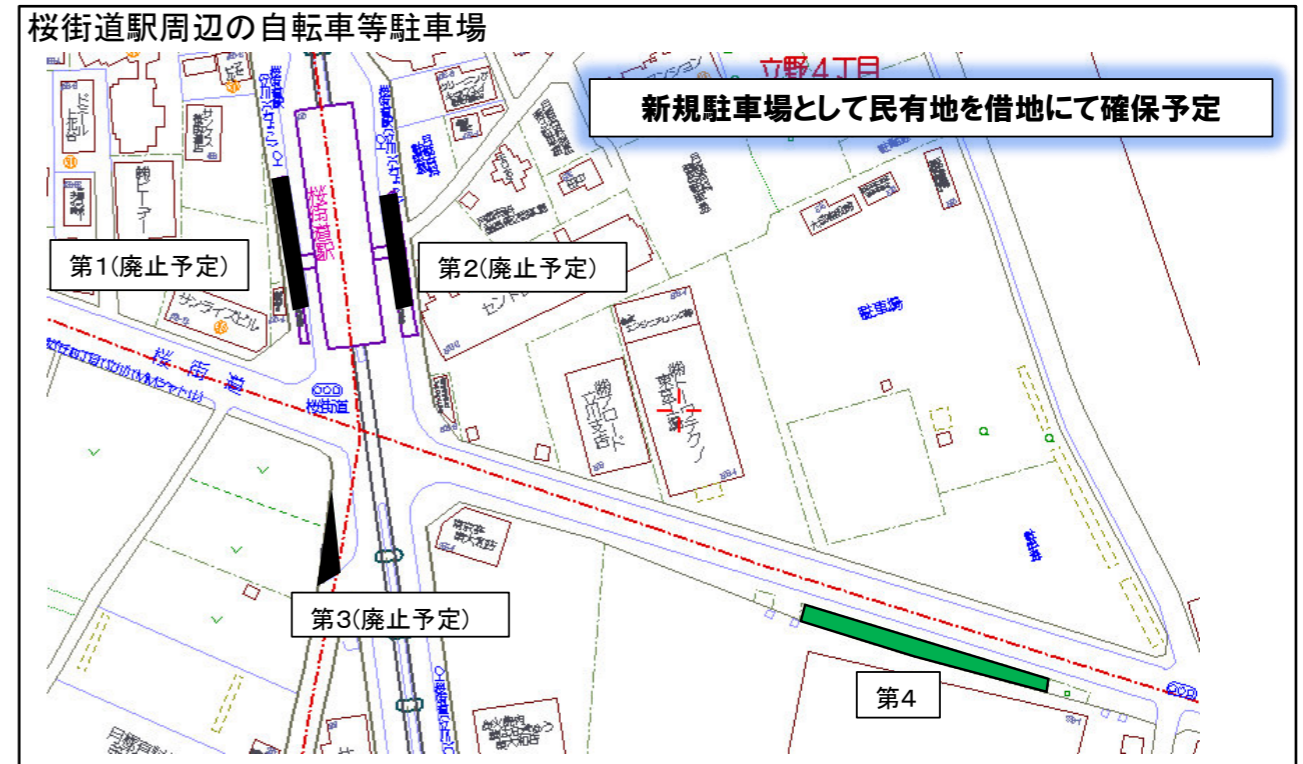
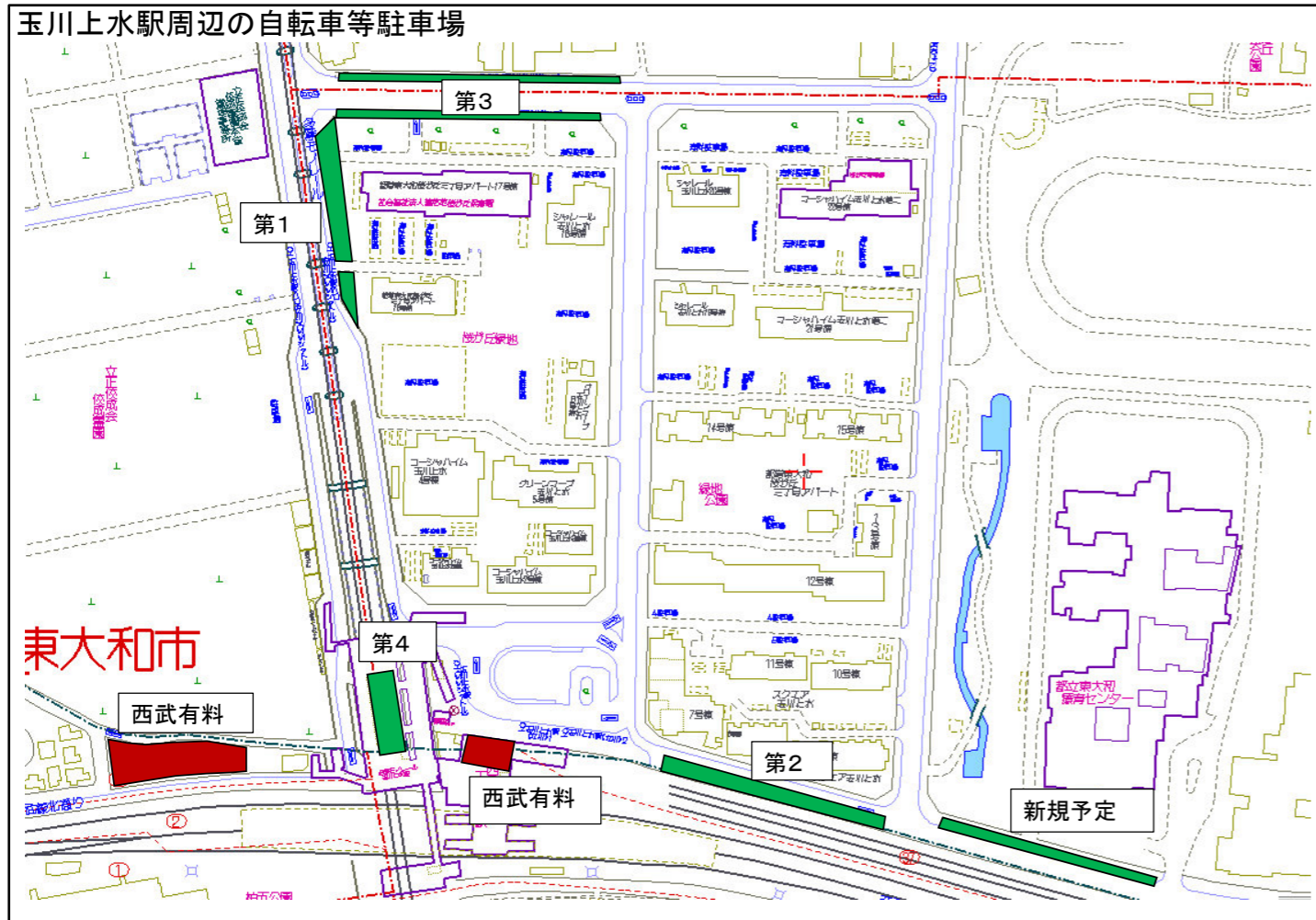
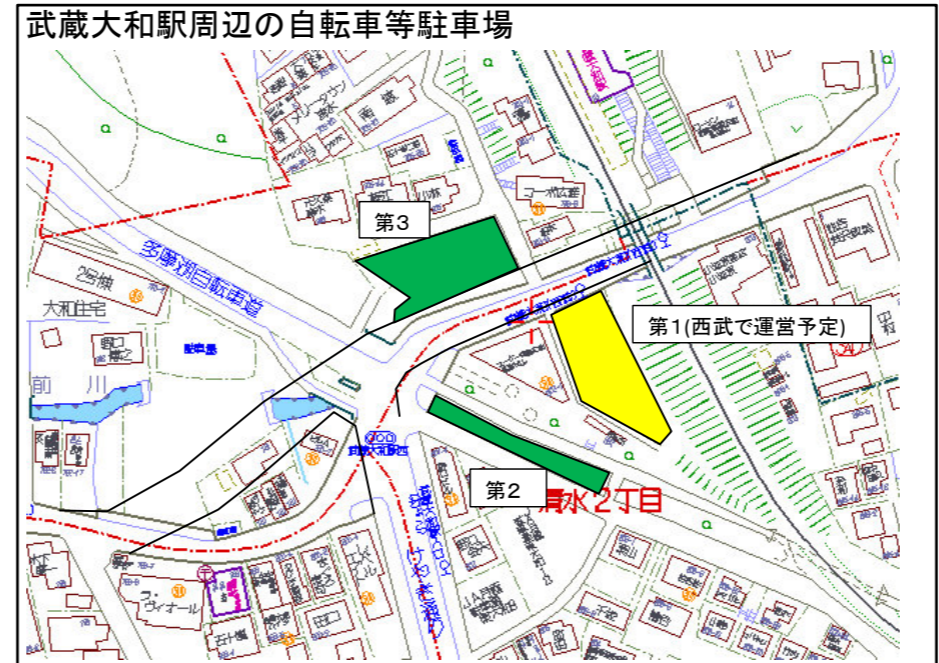
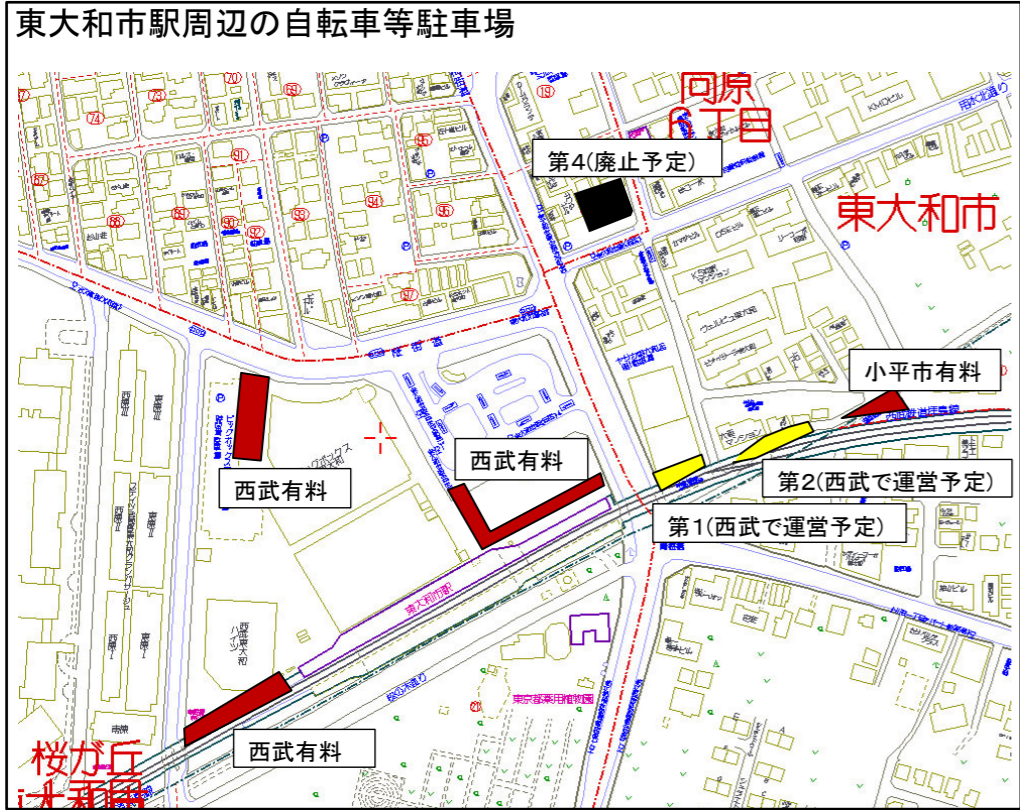
8. 実施スケジュール

現在の予定スケジュールは下表のとおりである。

| 年度 | 28年度 | | | | | | | 29年度 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|---|---|----|----|----|---|------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 整備計画 | | ■ | ■ | | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| 市民への周知 | | | ハ プ リ ク コ メ ン ト ↔ | | | | ■ | | | ■ | | | ■ | | | ■ | ■ | |
| 駐車場整備工事 | | | | | | | ■ | | | | | | ← | → | | | | |
| 市営 有料駐車場開設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西武鉄道(株) 有料駐車場開設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東大和市自転車 等駐車対策協議 会 | | | | | ■ | | | | ■ | | | | ■ | | ■ | ■ | | |
| 市議会 | | ■ | | | | | ■ | | | ■ | | | | | | | | |

※条例改正予定＝東大和市自転車等放置防止等に関する条例
 条例制定予定＝（仮称）東大和市自転車等駐車場条例

各駅周辺の自転車等駐車場の位置図(計画箇所を含む)



自転車等駐車場 整備事例写真

①屋根付き駐車場（ラック無し）



②屋根付き駐車場（ラック付き）



③屋根無し駐車場（ラック付き）



④歩道上の駐車場



⑤定期券購入機



※脇にあるのは空気入れ

⑥電磁ロック式駐車場精算機（一時利用）



⑦管理人室 1



⑧管理人室 2



※脇にあるのは空気入れ